

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月21日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鴻巣市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kikaku/4/mynumber/1543545422668.html

執行機関名 鴻巣市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第7の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第一条	鴻巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨にのっとり、市が設置する小中学校へ就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鴻巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱